

道の調査を妨害した事業者

平成 26 年 5 月 27 日

北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課

道内の消費者と引越運送契約を締結していた個人事業者が、北海道消費生活条例第50条第1項の規定に基づく報告要求に応じず道の調査を妨害したことから、その氏名等を公表します。

1 経緯

道では、「アクティー急送」こと竹田昭彦（以下「事業者」という。）に対して、北海道消費生活条例（平成11年北海道条例第43号。以下「条例」という。）第50条第1項の規定に基づき、平成26年4月17日付けで、同年5月1日を期限として報告を求めました。

しかし、期限までに報告がなかったため、同月8日付けで条例第51条第2項の規定に基づき、事業者に対して弁明の機会を与えましたが、事業者から弁明書の提出はありませんでした。

以上のことから、事業者が報告をしなかった旨のほか、事業者の概要、報告要求における質問事項、消費者苦情相談の概要を公表します。

2 公表する根拠

条例第51条第1項

3 事業者の概要

- (1) 氏 名：竹田 昭彦
- (2) 使用している名称：「アクティー急送」、「引越のアクティー」及び「ACTY EXPRESS」
- (3) 所 在 地：札幌市中央区南21条西16丁目1
- (4) 業 態：引越運送業

4 報告要求における質問事項

- (1) 事業者概要（屋号、所在地、法人格、代表者、取扱役務、運送約款等）
- (2) 消費者への補償問題に関する対応状況
- (3) 個別事例に関する事業者の対応状況

5 消費者苦情相談の概要

事業者については、引越運送作業中破損した家財について、事業者は修理して返却することを消費者に約束するが、一向に返却されないため、消費者が事業者と電話で連絡を取ろうとしたが、何度かけても事業者に繋がらず連絡が取れない、といった苦情相談がある。

6 今後の対応

調査を続ける。

お問い合わせ先
北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課
表示・取引適正化グループ
電話 011-204-5213

○北海道消費生活条例（平成11年 北海道条例第43号）

（不当な取引方法の禁止）

第 16 条 事業者は、消費者との間で行う取引に関し、次の各号のいずれかに該当する行為であって規則で定めるもの（以下「不当な取引方法」という。）を行ってはならない。

（1）～（6）（略）

（7） 契約に基づき債務の完全な履行がない旨の消費者からの苦情を適切に処理せず、当該履行を不当に拒否し、若しくは遅延させ、又は継続的取引において、正当な理由なく取引条件を一方的に変更し、若しくは消費者への事前の通知をすることなく債務の履行を中止すること。

（8）、（9）（略）

2（略）

（不当な取引方法による被害の防止）

第 17 条 知事は、不当な取引方法が用いられている疑いがあると認められるときは、速やかにその取引実態等につき必要な調査を行うものとする。

2～4（略）

（立入調査等）

第 50 条 知事は、第 9 条、第 15 条、第 15 条の 2、第 17 条、第 19 条及び第 20 条の規定の施行に必要な限度において、事業者その他当該事業者と密接な関係を有するものとして規則で定めるもの（以下この項において「事業者等」という。）に対し、その業務に関して報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該事業者等の営業所、事務所等に立ち入り、書類その他の物件を調査させ、若しくは当該事業者等の関係者に質問させることができる。

2、3（略）

（公表）

第 51 条 知事は、第 9 条第 3 項、第 15 条第 2 項、第 15 条の 2 第 3 項、第 17 条第 3 項、第 19 条第 2 項若しくは第 20 条第 2 項の規定による勧告に従わない者、第 48 条に規定する出席の要求を正当な理由がなく拒み、若しくは資料の提出をしなかった者又は前条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、立入調査を拒み、若しくは質問に対し答弁しなかったものがあるときは、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表しようとするものに弁明の機会を与えなければならない。

○北海道消費生活条例施行規則（平成12年 北海道規則第29号）

（不当な取引方法）

第 3 条の 2 条例第 16 条第 1 項に規定する規則で定める不当な取引方法は、別表のとおりとする。

別表（第 3 条の 2 関係）

1～6（略）

7 条例第 16 条第 1 項第 7 号の規定に該当する不当な取引方法

（1） 契約に基づき債務について、履行期限が過ぎているにもかかわらず、消費者からの履行の督促に対して適切に対応せず、又は正当な理由なく履行を拒否し、若しくは不当に遅延させること。

（2）、（3）（略）

8（略）